

別表（第6条関係）

区分	補助対象経費	補助率又は金額	適用期間	限度額
1 初期費用	(1) 事業の用に供する償却資産の取得費 ・ オフィス用の机、イス、PC、コピー機など、土地・建物以外の事業用資産で、取得額が10万円以上のもの	2分の1以内	補助事業者の指定を受けた日から基準日までの経費	200万円 (1～3の合計額)
2 運営費用	(1) オフィス賃料 ・ 賃借料及び共益費（賃貸借契約に明示されたもので、補助事業者が負担する経費） (2) オフィス什器等のリース料 ・ 机、イス、PC、コピー機など、事業の用に供する什器等のリース費用 (3) 通信料 ・ インターネット回線、プロバイダの利用料	2分の1以内	営業開始の日から基準日までの経費	
3 雇用助成	(1) 県内での新規雇用に対する奨励金 ・ 基準日の時点で、継続して3ヶ月以上の就労実績がある新規県内常用雇用者が対象	対象者1人あたり 30万円		

※基準日：「営業開始から1年が経過した日」又は「補助事業者の指定を受けた日の属する年度の翌年度2月末日」のいずれか早い方